

弘前市合併検証  
報告書

平成 24 年 1 月  
弘前市合併検証委員会

## — 目次 —

1	旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の合併について……………	1
2	合併検証委員会の目的……………	1
3	合併検証項目……………	1
4	合併検証委員会における意見等……………	2
	（1）未調整事務事業……………	2
	（2）新市建設計画「合併戦略プロジェクト」……………	4
	（3）合併検証を通じたの全体的な意見……………	5
5	まとめ……………	6
6	合併検証委員会の経緯……………	7
7	弘前市合併検証委員会設置要綱……………	8
8	弘前市合併検証委員会委員名簿……………	10

## **1 旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の合併について**

人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が推進されてきました。

また、この頃、地方分権の観点から、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革をその内容とする三位一体改革が進められ、地方財政は大幅に悪化しました。

このような中で、「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併特例債や合併算定替の大幅延長といった手厚い財政支援措置が講ぜられました。この財政措置の期限が、平成17年度までの合併を対象とする、いわば期限付きであったことから、これに併せて弘前市、岩木町、相馬村の旧3市町村は、平成18年2月27日に合併し、新弘前市が誕生しました。

## **2 合併検証委員会の目的**

旧3市町村が合併して5年が経過したことから、「弘前市合併検証委員会」(委員10名)は、平成17年3月6日付で旧3市町村長が調印した「合併協定書」に基づく協定項目等の進捗状況について、第三者検証を実施し、その検証結果を今後の行政運営に活かして、市民がより合併効果を実感できるものとするため、報告書としてとりまとめたものであります。

## **3 合併検証項目**

合併検証委員会が検証した項目は、合併協定書の未調整事務事業、及び新市建設計画(平成17年2月策定)に掲げられた「合併戦略プロジェクト」の進捗状況などを中心に、全ての項目について検証を実施しました。

## 4 合併検証委員会における意見等 ◎委員会の意見

### (1) 未調整事務事業

#### ① 「通学費助成」について

##### 【市の説明】

調整方針は、“平成20年度をめどに再編する”としています。

未調整の理由は、旧弘前市と旧岩木町の制度（「通行距離基準」、「補助金対象経費」）の違いと、これまでの地域的背景等が課題となっているためです。

今後、方針をかため、今年度中に地域へ説明に伺い、来年度から実情に合わせた制度で実施する予定です。

◎ 国の基準があるので、これに合わせるのが望ましいが、地域の実情も異なるため、対象者の理解を得ながら、できるだけ早期に調整を行うべきである。

#### ② 「民俗芸能保存会への助成」について

##### 【市の説明】

調整方針は、“平成20年度をめどに再編する”としています。

未調整の理由は、調整方針のとおり平成20年度に再編し、助成金を減額しましたが、助成金額と団体の活動内容との整合性が取れない点があることから、再度の検討を行うことにしたためです。

今後は、団体と意見調整を図り、整合性を図りたいと考えています。

◎ 助成制度のあり方については、再度、検討を行い、早期に調整すべきである。

なお、文化庁等が実施する民俗芸能にかかわる情報を広く周知するなど、当該団体の活動を活性化させるための対策を図るべきである。

#### ③ 「体育施設の管理運営」について

##### 【市の説明】

調整方針は、“現行どおり新市に引き継ぐ”としており、“施設の使用料

金、減免規定を統一する”ことを具体的な調整内容としています。

未調整の理由は、旧岩木町、旧弘前市の両制度の隔たりが大きく統一方針が整わないためです。

今後、調整を図り、平成24年3月議会で条例を改正し、平成24年度中に実施する予定です。

- ◎ 利用の実態を踏まえ、十分なコンセンサスを得られるように検討すべきである。

#### ④ 「第3セクター関連」について

##### 【市の説明】

調整方針は“現行どおり新市に引き継ぐ”としている第3セクターのうち、「岩木振興公社」と「星と森のロマンピア・そうま」については、“第3セクターのあり方等その取扱いについては、新市において検討する。”ことを具体的な調整内容としています。

未調整の理由は、両法人の統一について検討しておりますが、設立の経緯・運営体制・施設の取扱い・地域的背景等の相違点があることから、方針が整わないためです。

今後、地域関係者等を交え、慎重に調整を図っていきたいと考えています。

- ◎ 経営的視点からも統一すべきか否かを含めて、専門家の意見を踏まえた検討を早期に行うべきである。

#### ⑤ 「除雪事業補助金」(小路)について

##### 【市の説明】

調整方針は”平成21年度をめぐりに再編する“としています。

未調整の理由は、旧弘前市方式の「小路除排雪事業」(町会等が除排雪を業者に委託した場合、その費用を負担する。)と、旧岩木町方式の「除雪事業報償金」(町会等に1シーズンの除雪に伴う報償金を支払う。)の両制度について、地域の要望と財政を踏まえた調査を実施したところ、平成21年度から本年度までの期間を要したためです。

今後、調査結果より、旧岩木町方式を全市で実施する方針です。

◎ 旧岩木町方式を全市で実施する方針どおり促進すべきである。

## ⑥ 「市町村体育祭」について

### 【市の説明】

調整方針は“平成20年度をめどに再編する”としています。

本体育祭は、旧岩木町民体育大会が岩木地区公民館レクリエーション祭、旧相馬村民体育祭は相馬地区体育協会の運動会、旧弘前市の弘前市民総合体育大会は、全市域における弘前市民総合体育大会運動会として開催されており、支障なく順調に実施されていることから、再編する必要はないと判断しています。

◎ 住民に受け入れられているのであれば、再編の必要はない。

## ⑦ 「幹線農道除排雪」

### 【市の説明】

調整方針は“平成21年度をめどに再編する”としています。

未調整の理由は、りんご枝の選定等の農作業を支援するため、春先に行う農道除雪業務の時期を、全市同時に行うには財源と人員の調整が必要になるためです。

◎ 未調整の理由については十分理解できる。各地域の実情に合わせ、適切に実施する体制を検討すべきである。

## (2) 新市建設計画「合併戦略プロジェクト」

◎ 合併戦略プロジェクトにおける11件の事業を検証したところ、概ね計画どおりに推移していることを確認した。

ただし、「下水道施設整備推進事業」については、広報活動も含め、計画を推進するよう努力すべきであり、「防災行政無線統合整備事業」については、防災対策の整備を早急に実施すべきである。

### (3) 合併検証を通じての全体的な意見

#### ① 地域コミュニティについて

- ◎ 平成20年度に、旧岩木町・旧相馬村の「公民館（長）連絡協議会補助金」が廃止となり、旧弘前市の「町会等事務費交付金」に調整され、旧岩木町地域、旧相馬村地域では、それまでの地域コミュニティの役割が、地区公民館から町会へと変更されたが、その仕組みが巧く機能せず、コミュニティの維持が難しい状況になっていると思われる。

このことから、町会及び地区公民館が地域活動としてどのような役割を担うべきなのかを協議、検討し、地域固有の伝統文化やコミュニティの確保も含めた、充実した対策の検討が必要である。

#### ② 地域振興について

- ◎ これからの5年間は、それぞれの地域の個性を生かしたまちづくりを行う期間と位置づけ、産業振興の芽を育てることや、プロジェクト事業の展開等、様々な施策を積極的に行い、地域間格差が生じないようにすべきである。

また、旧岩木町地域、旧相馬村地域の計画策定については、計画のプロセスや事業効果等を十分検討して策定することが必要である。

なお、岩木庁舎の活用方法がどうあるべきかについては、旧岩木町地域の地域振興と密接に関係があることから、合併協定書の主旨を踏まえ協議、検討することが必要である。

#### ③ 人材育成について

- ◎ 「新市建設計画」の重点施策“子どもがのびのびと育つ環境の整備”については、施設整備事業等のハード面も必要ではあるが、地域住民全体で子どもの成長を見守ることのできるソフト事業を推進し、子どもを中心とした、ふれあいのある地域づくりが必要である。

また、「中学生国際交流事業」については、青少年の貴重な体験を得る有意義な事業なので、自己負担を伴いながらも長期的に継続すべきである。

## 5 ま と め

はじめに、旧3市町村の合併に伴う財政効果について検証したところ、特別職や議員定数の削減、及び定員適正化計画による一般職員の減員に伴う人件費の削減をはじめ、様々な合併による改革が進められたことから、現在の財政状況は、新市建設計画に示された財政計画にほぼ沿った形となっており、合併による一定の効果が現れていると認められました。

また、新市建設計画に掲げられた「合併戦略プロジェクト」については、遅れている事業もありましたが、概ね計画どおり推移していることを確認しました。

次に、「合併協定書」において調整方針が定められた180件の事務事業のうち17件の事業が未調整となっており、それぞれ調整に時間を要したため遅れているとの説明でありましたが、概ね事業の調整が進んでいることを確認しました。ただし、早期に調整を行うべきとの意見があるものについては、速やかに対応するよう要望いたします。

厳しい財政状況から、合併による効率化だけが優先されたため、地域のコミュニケーションに齟齬が生じているとの報告もあり、これらのマイナス面の解消を講じる方策が必要であります。

また、それぞれの地域の個性を生かしたまちづくりを行うとともに、地域間格差が生じないように、合併によるスケールメリットを生かした地域振興策が必要と考えられます。

併せて、弘前市の未来を支える子供を中心とした、ふれあいのある地域づくりと人材育成に一層意を用いて取り進めていくべきであります。



## 6 合併検証委員会の経緯

回数	開催日	内容
第1回	平成23年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併検証委員会組織会</li> <li>・合併協定書「1 合併の方式～12 事務組織及び機構の取扱い」について</li> </ul>
第2回	平成23年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回委員会における質問、回答等について</li> <li>・合併協定書「13 一部事務組合等取扱い～23 地域審議会等の取扱い」について</li> <li>・未調整事務事業について</li> </ul>
第3回	平成23年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回委員会における質問、回答等について</li> <li>・未調整事務事業について</li> <li>・議会等で質問のあった項目について (固定資産税、都市計画税について) (職員間の給料格差について)</li> </ul>
第4回	平成23年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回委員会における質問、回答等について</li> <li>・新市建設計画「合併戦略プロジェクト」について</li> <li>・合併協定書「24-1 男女共同参画推進関係事業～24-10 住民生活・防犯関係事業」について</li> </ul>
第5回	平成23年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定書「24-11 環境衛生関係事業～24-28 その他の事業」について</li> <li>・「報告書」の構成について</li> </ul>
第6回	平成24年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告書」の完成</li> </ul>

## 7 弘前市合併検証委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村が締結した「合併協定書」等について、第三者検証を実施するため、弘前市合併検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

**第2条** 検証委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村の合併検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、提言等に関すること

(組織)

**第3条** 検証委員会は、委員10人以内をもって組織する。

**2** 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体代表
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

**3** 前項3号に掲げる者の選任は、公募の方法によるものとする。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げた所管事務が終了する日までとする。

**2** 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

**2** 委員長は、市長が指名したものをもちて充てる。

**3** 副委員長は、委員長が指名したものをもちて充てる。

**4** 委員長は、検証委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

**5** 委員長は、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 検証委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検証委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検証委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議等の公開)

**第7条** 検証委員会の会議及び部会の会議並びに議事録は、原則として公開とする。

(庶務)

**第8条** 検証委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月12日から実施する。

2 第6条の規定に関わらず、初回の検証委員会の会議は、市長が招集する。

## 8 弘前市合併検証委員会委員名簿

No.	選定理由	団体	氏名
1	設置要綱第3条 2項(1) 有識者	弘前大学	委員長 大河原 隆
2	設置要綱第3条 2項(2) 各種団体代表	弘前市町会連合会	奥寺 開繁
3		社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	島 浩之
4		社団法人弘前青年会議所	奈良 第司
5		つがる弘前農業協同組合	下山 博
6		岩木山観光協会	副委員長 小山 伸吉
7		相馬村農業協同組合	大場 勉
8		設置要綱第3条 2項(3) 市民（公募）	旧弘前市地域居住
9	旧岩木町地域居住		田澤 昭次郎
10	旧相馬村地域居住		田澤 俊則